

日高市告示第 168 号

旭ヶ丘松の台土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業の事業計画変更（第 2 回）を土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 39 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供するので土地区画整理法施行令（昭和 30 年政令第 47 号）第 3 条の規定により次の事項を公告する。

なお、土地区画整理法第 20 条第 2 項に基づき、この事業計画について、都市計画において定められた事項以外の事項に意見がある利害関係者は、令和 8 年 8 月 7 日（金）までに日高市長に意見書を提出することができる。

令和 8 年 7 月 10 日

日高市長 谷ヶ崎 照 雄



1 縦覧期間

令和 8 年 7 月 11 日（土）から令和 8 年 7 月 24 日（金）まで

2 縦覧時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

3 縦覧場所

日高市役所都市整備部都市計画課

（日高市大字南平沢 1020 番地）

4 連絡先

(1) 担当 日高市都市整備部都市計画課計画推進・企業誘致担当

(2) 電話 042-989-2111